

議案第98号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、全部改正される行政不服審査法により、不服申立て制度が審査請求に一元化されることから、異議申立てに関する規定を審査請求に改めるもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p><u>第3章 異議申立て</u> (異議申立て)</p> <p>第26条 本市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立て</u>をすることができる。</p>	<p><u>第3章 審査請求</u> (審査請求)</p> <p>第26条 本市の行う消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に協力したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、公務災害補償の金額の決定その他公務災害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p>	改正 改正 改正
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略) (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該損害補</u></p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略) (他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、<u>当該年金た</u></p>	改正

償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の 規定による障害厚生年金及び国民年金法 (昭和34年法律第141号)の規定による障害 基礎年金(同法第30条の4の規定による障 害基礎年金を除く。以下同じ。)	0.73
--------	---	------

る損傷補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年 金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るもの)を除 く。)	厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) による障害厚生年金又は被用者年金制度 の一元化等を図るための厚生年金保険法 等の一部を改正する法律(平成24年法律第 63号。以下この表及び次項の表において 「平成24年一元化法」という。)附則第41 条第1項の規定による障害共済年金若しく は平成24年一元化法附則第65条第1項の規 定による障害共済年金(以下「障害厚生年 金等」という。)及び国民年金法(昭和34 年法律第141号)による障害基礎年金(同	0.73
--	---	------

改正

改正

改正

			法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)障害厚生年金等及び障害基礎年金	
	2 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)		0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81)	改正
	3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.73	4 障害補償年金 (第十八条の二に規定する	障害厚生年金等及び障害基礎年金 0.82(第1級又は第2級の障

			公務上の災害 に係るものに 限る。)	害等級に 該当する 障害に係 る障害補 償年金に あって は、0.81)	改正	
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年 金及び国民年金法の規定による遺族基礎 年金(国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等 改正法」という。)附則第28条第1項の規定 により支給する遺族基礎年金を除く。以下 同じ。)	0.80	5 遺族補償年 金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るもの)を除 く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は 平成24年一元化法附則第41条第一項の規 定による遺族共済年金若しくは平成24年 一元化法附則第65条第一項の規定による 遺族共済年金(以下この表及び次項の表に おいて「遺族厚生年金等」という。)及び 国民年金法による遺族基礎年金(国民年金 法等の一部を改正する法律(昭和60年法律 第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第28条第1項の規定による遺族基礎年 金を除く。以下この表及び次項の表におい て「遺族基礎年金」という。) 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.80	改正
			6 遺族補償年 金 (第18条の2 に規定する公		0.87	

		務上の災害に 係るものに限 る。		改正
2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該損害補償の事由</u> となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から <u>当該損害補償の事由</u> となった障害又は死亡について支給される同表の中	2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、 <u>当該年金たる損害補償の事由</u> となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から <u>当該年金たる損害補償の事由</u> となった障害又は死亡について支	改正		

欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年 金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当 該損害補償の事由となつた障害により國 家公務員共済組合法(昭和33年法律第128 号), 地方公務員等共済組合法(昭和37年法 律第152号), 私立学校教職員共済法(昭和2 8年法律第245号)又は厚生年金保険制度及 び農林漁業団体職員共済組合制度の統合 を図るための農林漁業団体職員共済組合 法等を廃止する等の法律(平成13年法律第 101号)附則第2条第1項第2号に規定する 旧農林共済法(以下この条において「國家 公務員共済組合法等」という。)の規定に による障害共済年金が支給される場合を除 く。)	0.88

給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年 金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るもの)を除 く。)	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由と なつた障害について平成24年一元化法附 則第37条第1項に規定する給付のうち障害 共済年金, 平成24年一元化法附則第61条第 1項に規定する給付のうち障害共済年金, 平成24年一元化法附則第79条に規定する 給付のうち障害共済年金又は厚生年金保 険制度及び農林漁業団体職員共済組合制 度の統合を図るための農林漁業団体職員 共済組合法等を廃止する等の法律 (平成1 3年法律第101号) 附則第2条第1項第2号に 規定する旧農林共済法(以下この表におい て「旧農林共済法」という。)による障害 共済年金 (以下この表及び第5項の表にお いて「平成24年一元化法改正前国共済法等 による障害共済年金」という。) が支給さ れる場合を除く。)	0.86 0.88
	1 障害厚生年金等	

改正

			0.91(第1 級又は第 2級の傷 病等級に 該当する 障害に係 る傷病補 償年金に あつて は、0.90) 0.92(第1 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 0.91)	改正
	2 傷病補償年 金（第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。）	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由と なった障害について平成24年一元化法改 正前国共済法等による障害共済年金が支 給される場合を除く。）		改正
	3 障害補償年 金（第18条の2 に規定する公 務上の災害に	1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金（当該損害補償の事由と なった障害について平成24年一元化法改 正前国共済法等による障害共済年金が支	0.83 0.88	

障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年 金 国民年金法の規定による障害基礎年金(当 該損害補償の事由となつた障害により国 家公務員共済組合法等の規定による障害 共済年金が支給される場合を除く。)	0.83 0.88	係るものと除 く。) 4 障害補償年 金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	給される場合を除く。) 1 障害厚生年金等 2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由と なつた障害について平成24年一元化法改 正前国共済法等による障害共済年金が支 給される場合を除く。) 1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由と なつた障害について平成24年一元化法改 正前国共済法等による障害共済年金が支 給される場合を除く。)
				0.89 (第1 級又は第 2級の障 害等級に 該当する 障害に係 る障害補 償年金に あって は, 0.88) 0.92 (第1 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては, 0.91)
				0.84 0.88
				改正 改正 改正

			に規定する公 務上の災害に 係るものを除 く。)	なった死亡について平成24年一元化法附 則第37条第1項に規定する給付のうち遺族 共済年金、平成24年一元化法附則第61条第 1項に規定する給付のうち遺族共済年金、 平成24年一元化法附則第79条に規定する 給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済 法による遺族共済年金（以下この表におい て「平成24年一元化法改正前国共済法等に	
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年 金	0.84		による遺族共済年金」という。）が支給され る場合を除く。）又は国民年金法による寡 婦年金	改正
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当 該損害補償の事由となつた死亡により國 家公務員共済組合法等の規定による遺族 共済年金が支給される場合を除く。）又は 国民年金法の規定による寡婦年金	0.88	6 遺族補償年 金（第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。）	1 遺族厚生年金等 2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由と なつた死亡について平成24年一元化法改 正前国共済法等による遺族共済年金が支 給される場合を除く。）又は国民年金法に よる寡婦年	0.89 0.92

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

改正

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 「以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。」	0.75	1 傷病補償年金 (第18条の2)に規定する公務上の災害に係るものと除く。	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75	改正
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75		改正
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金 (以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89		改正
			2 傷病補償年金 (第18条の2)に規定する公務上の災害に係るものに限る。	1 旧船員保険法による障害年金 に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)	改正
				2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.82)	改正

					等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ つては、 0.82)	改正
			3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第 一級又は 第二級の 傷病等級 に該当す る障害に 係る傷病 補償年金 にあって は, 0.92)		改正

障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金 旧厚生年金保険法の規定による障害年金 旧国民年金法の規定による障害年金	0.74 0.74 0.89	
	3 障害補償年金 (第18条の2) に規定する公務上の災害に係るもの(除く。)	1 旧船員保険法による障害年金 2 旧厚生年金保険法による障害年金 3 旧国民年金法による障害年金	0.74 0.74 0.89
			改正

4 障害補償年 金 (第18条の2 に規定する公 務上の災害に 係るものに限 る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては, 0.81, 第2 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては, 0.82)
---	-----------------	---

改正

					2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83(第1 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては, 0.81, 第2 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては, 0.82) 0.93(第1 級又は第 2級の障 害等級に	改正
					3 旧国民年金法による障害年金	該当する 障害に係	改正

					る障害補 償年金に あつて は, 0. 92)	
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80	5 遺族補償年金 (第18条の2)に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第 18 条第項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 2 国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 3 国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.80 0.80 0.90	改正
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80				
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.90	6 遺族補償年金 (第18条の2)に規定する公務上の災害に係るものに限	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金 2 国民年金等改正法附則第78条第1項に	0.87 0.87	

		る。) 規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	
3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金, 準母子年金, 遺児年金又は寡婦年金	0.93		

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が, 当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には, 当分の間, この条例の規定にかかわらず, この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる_____年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が, 同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には, 当分の間, この条例の規定にかかわらず, この条例の規定による休業補償の額に, 第1項又は第2項に規定する場合に応じ, それぞれ第1項又は第2

4 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が, 当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の各号に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には, 当分の間, この条例の規定にかかわらず, この条例の規定による年金たる損害補償の額から当該各号に掲げる法律による年金たる給付の額を控除した残額を支給する。

- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金
- (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

5 休業補償を受ける権利を有する者が, 同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には, 当分の間, 第8条の規定にかかわらず, 同条の規定による休業補償の額に, 同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額 (その

改正

改正

項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあっては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

6 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

改正

旧船員保険法の規定による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.75
旧国民年金法の規定による障害年金	0.89

7 (略)

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

7 (略)